証券コード　3415
2020年５月11日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号
株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ
代表取締役ＣＥＯ　谷　　正　人

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年５月26日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年５月27日（水曜日）午前10時30分

２．場　　所　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
渋谷東口ビル１階　ＴＫＰガーデンシティ渋谷　ホールＢ
◆昨年と開催場所を変更しております。
◆定時株主総会会場ご案内図をご確認の上、お間違いのないようにご注意申し上げます。

３．目的事項

報告事項
１．第12期（2019年３月１日から2020年２月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（2019年３月１日から2020年２月29日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.tokyobase.co.jp）に掲載しております。従って、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした計算書類の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

また、本総会の決議事項につきましても、書面による決議通知の送付はせず、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（新型コロナウィルスに関するお知らせ）
新型コロナウィルス感染予防及び拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合があります。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策によって企業収益と雇用環境に緩やかな改善がみられたものの、米国政権の保護貿易政策による貿易摩擦の懸念、英国のＥＵ離脱問題の迷走、香港民主化デモに加え、直近では新型コロナウィルスの感染拡大により、先行きの不透明感が増しています。

当社グループの属する衣料品小売業界におきましても、新型コロナウィルス感染拡大の影響に伴うインバウンド客数の減少及び外出自粛や消費マインドの低下、商業施設の臨時休業及び営業時間短縮、暖冬による冬物商品の苦戦など先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社グループは、「ＳＴＵＤＩＯＵＳ」、「ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ」、「ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ」、「ＴＯＫＹＯ　ＤＥＰＡＲＴＭＥＮＴ　ＳＴＯＲＥ」の商品力強化と優良な仕入先の確保、戦略的な国内外の店舗展開、人材の確保と育成等に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高が15,247,308千円、売上総利益が7,893,379千円、販売費及び一般管理費が6,598,364千円、営業利益が1,295,014千円、経常利益が1,291,040千円、親会社に帰属する当期純利益が933,174千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結初年度に当たるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

また、個別決算の業績につきましては、売上高が15,139,396千円（前期比8.5%増）、売上総利益が7,831,998千円（同13.3%増）、販売費及び一般管理費が6,449,734千円（同14.4%増）、営業利益が1,382,264千円（同1.7%減）、経常利益が1,385,064千円（同1.8%減）、当期純利益が1,028,933千円（同6.5%増）となりました。

個別決算における業態別の売上高は、ＳＴＵＤＩＯＵＳ業態が7,426,943千円（前年同期比4.8％減）、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態が4,983,132千円（同1.8％増）、ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ業態が1,884,919千円（同276.2％増）、ＴＯＫＹＯ　ＤＥＰＡＲＴＭＥＮＴ　ＳＴＯＲＥ業態が844,400千円（同79.1％増）となりました。ＳＴＵＤＩＯＵＳ業態は苦戦しておりますが、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態は微増、ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ業態及びＴＯＫＹＯ　ＤＥＰＡＲＴＭＥＮＴ　ＳＴＯＲＥ業態の新規業態で補完した結果、全社では前年同期間に対して8.5％の増収となりました。

個別決算における既存店舗の売上高前年同期比は全社で96.4％となり、業態別ではＳＴＵＤＩＯＵＳ業態が94.5％、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態が99.3％となりました。また、当第４四半期会計期間（2019年12月１日から2020年2月29日）の既存店舗の売上高前年同期比は全社で89.7％となりました。同期間の業態別は、ＳＴＵＤＩＯＵＳ業態が87.3％、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態が92.9％となりました。主な要因については、新型コロナウィルスの影響によるインバウンド客数の減少、長引く暖冬の影響による冬物重衣料の売上不振、香港地区における大規模な反政府デモの長期化などの外的要因及びＳＴＵＤＩＯＵＳ業態のＥＣが77.1％となり苦戦しました。

当連結会計年度末における店舗数は58店舗（うち、ＥＣ店舗が８店舗）になりました。業態別の出退店については以下のとおりです。

（ＳＴＵＤＩＯＵＳ業態）

出店による３店舗増、退店による１店舗減となり、期末時点の店舗数は28店舗（うち、ＥＣ３店舗）となりました。

（ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態）

出店による２店舗増となり、期末時点の店舗数は17店舗（うち、ＥＣ店舗が２店舗）となりました。

（ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ業態）

出店による５店舗増となり、期末時点の店舗数は12店舗（うち、ＥＣ店舗が２店舗）となりました。

（ＴＯＫＹＯ　ＤＥＰＡＲＴＭＥＮＴ　ＳＴＯＲＥ業態）

前期同様に１店舗（ＥＣのみ）です。

事業別売上高

事業区分	第 12 期 (2020年２月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	増減率
衣料品販売事業	15,247,308千円	100.0%	－千円	－%
合計	15,247,308	100.0	－	－

（注）　当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度比は記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は378,653千円（無形固定資産を含む。）であり、その主な内容は、当連結会計年度において中国本土初進出となる「ＳＴＵＤＩＯＵＳ　ＴＯＫＹＯ　上海店」を出店、香港では「ＳＴＵＤＩＯＵＳ　ＴＯＫＹＯ　香港店」の増床、「ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　香港K11店」と「ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ　香港K11店」を出店、国内においても７店舗の出店と改装及びシステム投資に係る投資であります。なお、設備投資に要した資金は自己資金より充当いたしました。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
ＳＴＵＤＩＯＵＳ　ＴＯＫＹＯ 香港店	56,706千円	店舗設備取得に係る投資等
ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ 渋谷店	39,546千円	店舗設備取得に係る投資等
ＳＴＵＤＩＯＵＳ　ＴＯＫＹＯ 上海店	35,610千円	店舗設備取得に係る投資等
ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ 渋谷店	33,933千円	店舗設備取得に係る投資等
ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ 香港K11店	32,234千円	店舗設備取得に係る投資等
ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ 香港K11店	30,320千円	店舗設備取得に係る投資等
ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ 天王寺店	29,687千円	店舗設備取得に係る投資等
ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ 吉祥寺店	25,526千円	店舗設備取得に係る投資等
ＰＵＢＬＩＣ　ＴＯＫＹＯ 福岡店	22,159千円	店舗設備取得に係る投資等
ＳＴＵＤＩＯＵＳ ＭＥＮＳ　渋谷店	17,725千円	店舗設備取得に係る投資等
ＳＴＵＤＩＯＵＳ ＷＯＭＥＮＳ　渋谷店	17,725千円	店舗設備取得に係る投資等
ＳＴＵＤＩＯＵＳ ２ｎｄ店	13,458千円	店舗設備取得に係る投資等
本部	11,751千円	ソフトウェア投資等
自社ＯＮＬＩＮＥ　ＳＴＯＲＥ	6,549千円	自社オンラインサイト開発に係る投資等
その他	5,715千円	店舗改装に係る投資等
合計	378,653千円	

（注）出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

③　資金調達の状況
該当事項はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第９期 (2017年２月期)	第10期 (2018年２月期)	第11期 (2019年２月期)	第12期 (当連結会計年度) (2020年２月期)
売　上　高　(千円)	―	―	―	15,247,308
経 常 利 益　(千円)	―	―	―	1,291,040
親会社株主に帰属する当期純利益　(千円)	―	―	―	933,174
１株当たり当期純利益　(円)	―	―	―	19.65
総　資　産　(千円)	―	―	―	10,603,301
純　資　産　(千円)	―	―	―	5,875,281
１株当たり純資産額　(円)	―	―	―	123.54

(注)　第12期より連結計算書類を作成しているため、第11期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2017年２月期)	第 10 期 (2018年２月期)	第 11 期 (2019年２月期)	第 12 期 (当事業年度) (2020年２月期)
売　上　高　(千円)	9,356,452	12,781,850	13,953,648	15,139,396
経 常 利 益　(千円)	1,266,154	1,577,296	1,410,710	1,385,064
当期純利益　(千円)	856,285	1,126,278	966,301	1,028,933
１株当たり当期純利益　(円)	21.35	26.99	20.49	21.67
総　資　産　(千円)	5,113,591	7,578,359	8,564,732	10,694,744
純　資　産　(千円)	2,681,648	4,086,705	5,100,178	5,998,914
１株当たり純資産額　(円)	66.29	86.57	106.90	126.15

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
２．当社は、2018年３月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.	10百万香港ドル	100.0%	販売及び店舗運営に関する業務受託
東百国際貿易（上海）有限公司	6百万人民元	100.0% (間接所有)	小売り業

(4) 対処すべき課題

当社グループは下記の７点を今後の事業展開における、対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

①商品力の強化

当社グループは、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有望ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、マーチャンダイジング体制の拡充によって、商品選択の精度向上とプロパー消化率（注）の向上を図ってまいります。

なお、当社グループ開発のオリジナル商品につきましても、引き続き日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることにより、高品質で付加価値の高い商品の開発及び他社との差別化を図ってまいります。

（注）プロパー消化率とは、各シーズンの全商品のうち、定価で売れた商品の比率のことをいいます。

②優良な仕入先の確保

当社グループのオリジナル商品は、全て日本国内の仕入先より調達しておりますが、質・量・価格ともに当社グループの事業規模拡大に対応できる仕入先の開拓、取引関係を強化することが課題であります。このため当社グループでは、工場に出向いての調査など、優良な仕入先の開拓を全社的に積極的に取り組んでおります。

③インターネット販売の強化

当社グループのインターネット経由の売上の、2020年２月期における割合は全体の37.2%と、同業他社と比べて高い水準にあります。オリジナル商品が全て日本製であるため、インターネットによる予約販売では迅速に商品を供給できることなどがインターネット販売比率の高さの一因であります。当社グループは引き続き、システムの見直しや人員配置の適正化、販促活動の強化などに、尽力してまいります。

④戦略的な店舗展開

当社グループは、出店候補地について商圏規模、立地条件並びに賃料条件といった要素から店舗採算を総合的に勘案して決定しておりますが、中でも立地条件によって店舗収益が左右されることから、これを出店戦略上の最重要要素として認識しております。今後も集客力を有する中国及び国内の大都

市圏を中心に出店を進めていく方針でありますが、引き続き国内及び海外主要都市の優良デベロッパーとの関係強化及び物件・テナント情報の収集を継続し、優良な出店場所の確保に注力してまいります。

⑤大型店舗の運営力強化

既存店の中でも比較的小規模な店舗においては、スペースの制約から商品ラインアップが限定され、来店客の多様なニーズに必ずしも応えきれておりません。このため、当社グループでは店舗の大型化を推進し、幅広く商品展開することで、販売の機会ロスを減少させたいと考えております。しかしながら、大型店舗にはより多くの設備投資、在庫の保持が必要であり、運営の成否によっては損失が発生する可能性もあります。

大型店の運営力強化のために、取扱ブランド・アイテム数の拡充、在庫投入のタイミング・数量の適正化、店舗オペレーション強化、管理体制の整備等の施策を、引き続き推進してまいります。

⑥人材の確保と育成

衣料品販売事業においては、高単価のブランド商品を販売する場合、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力が必要であります。スタッフの育成には、一定の教育期間を要するため、今後の店舗展開を踏まえて国内外での人材採用・育成を推進し、サービスの向上に努めてまいります。

人事政策につきましては、実力主義・結果主義に基づいた、公正な人事評価制度の構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の拡充を行う方針であります。

⑦M＆Aの検討と実施

当社グループは、永続的に高い成長を実現するために、企業買収の検討を行っております。アパレル業界は消費低迷や消費者の審美眼の厳格化から、競争力の弱い一部の企業においては、販売不振に陥っています。今後の業界再編の中で、本業の不振、後継者不足から企業そのもの、もしくはブランドを手がける子会社、事業を手放す場合があると考えております。このような企業に対し、当社グループの強みを発揮しその価値を高めることができるケースが存在することから、当社グループは優良かつ大型のM＆Aの案件を発掘し、収益性を慎重に検討した上で、実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年２月29日現在）

事業区分	事業内容
衣料品販売事業	衣料品及び身の回り品、雑貨類の小売販売

(6) 主要拠点等（2020年２月29日現在）

① 当社：渋谷区渋谷一丁目２番５号

② 子会社：

イ.TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.
Suites 1629A-30, 16/F. Ocean Centre, Harbour City, Kowloon, Hong Kong

ロ.東百国際貿易（上海）有限公司
上海市閔行区元江路5500号第1幢F3068室

③ 営業店舗

業態	店舗数	都道府県別
STUDIOUS	２８	東京都12店、神奈川県１店、愛知県２店、京都府１店、大阪府５店、福岡県２店、香港１店、上海１店、インターネット３店
UNITED TOKYO	１７	東京都７店、神奈川県２店、愛知県１店、京都府１店、大阪府１店、福岡県１店、香港２店、インターネット２店
PUBLIC TOKYO	１２	東京都４店、愛知県１店、大阪府２店、福岡県１店、香港２店、インターネット２店
TOKYO DEPARTMENT STORE	1	インターネット１店

(7) 従業員の状況（2020年２月29日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
264（76）名	－

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（注）２．当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度末との比較を行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256（74）名	60名増（9名減）	29.0歳	3.5年

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年２月29日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,247,844千円
株式会社みずほ銀行	1,197,158千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2020年２月29日現在）

(1) 発行可能株式総数　144,000,000株

(2) 発行済株式の総数　47,626,800株

(3) 株主数　8,088名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
谷正人	10,150,500株	21.37%
中水英紀	6,619,500	13.94
鹿島克美	5,280,000	11.12
株式会社MT Asset Management	3,168,000	6.67
株式会社K Asset Management	2,040,000	4.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,979,600	4.17
株式会社AAM	1,764,000	3.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,690,400	3.56
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC（常任代理人 株式会社三井住友銀行）	673,400	1.42
野村信託銀行株式会社（信託口）	667,900	1.41

（注）持株比率は自己株式（132,418株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2019年８月５日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数　普通株式　132千株

取得価額の総額　99百万円

取得した期間　2019年８月６日から2019年10月３日まで

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日			2016年７月14日	2017年７月14日
新株予約権の数			1,150個	880個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 345,000株 (新株予約権１個につき300株)	普通株式 264,000株 (新株予約権１個につき300株)
新株予約権の払込金額			新株予約権１個につき1,500円	新株予約権１個につき2,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 147,600円 (１株当たり 492円)	新株予約権１個当たり 464,700円 (１株当たり 1,549円)
権利行使期間			2017年６月１日から 2021年８月30日まで	2018年10月１日から 2022年８月30日まで
行使の条件			(注２)	(注３)
役員の保有状況	取締役(監査等委員を除く)	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,090個 目的となる株式数 327,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 840個 目的となる株式数 252,000株 保有者数 3名
		社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 60個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名

(注) １．当社は2016年３月１日付で株式１株につき３株、2016年９月１日付にて普通株式１株につき２株、2018年３月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っております。事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を算定しております。

２．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合（新株予約権者又はその２親等内の親族の健康上の理由による退任・退職）はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、2017年２月期から2019年２月期までのいずれかの期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）におけるのれん償却前営業利益が下記（a）乃至（b）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（b）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

（a）1,000百万円を超過した場合：行使可能割合：50％

（b）1,200百万円を超過した場合：行使可能割合：100％

ただし、2017年２月期から2019年２月期までのいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が660百万円を下回った場合には、既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

３．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合（新株予約権者又はその２親等内の親族の健康上の理由による退任・退職）はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、2018年２月期から2020年２月期までのいずれかの期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）におけるのれん償却前営業利益が下記（a）乃至（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

（a）2,000百万円を超過した場合：行使可能割合：25％

（b）2,400百万円を超過した場合：行使可能割合：50％

（c）2,800百万円を超過した場合：行使可能割合：75％

また、新株予約権者は2018年２月期乃至2022年２月期のいずれかの事業年度の当社ののれん償却前営業利益が3,200百万円を超過した場合、2018年10月１日又は当該のれん償却前営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月１日のいずれか遅い日から、全ての新株予約権を行使することができる。

ただし、2018年２月期から2020年２月期までのいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が1,290百万円を下回った場合には、既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年２月29日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	谷　　正　人	
取締役ＣＦＯ	中　水　英　紀	管理本部長
取締役	髙　嶋　耕太郎	事業本部長
取締役	中　垣　徹二郎	Draper Nexus Venture Partners, LLC　Managing Director Draper Nexus Venture Partners Ⅱ,LLC　Managing Director 株式会社trippiece社外取締役 株式会社イノーバ社外取締役 株式会社SHIFT社外取締役 株式会社UNCOVER TRUTH社外取締役 株式会社favy社外取締役
取締役（監査等委員・常勤）	佐々木　陽三朗	
取締役（監査等委員）	小　島　圭　介	株式会社ハッチ・ワーク 社外取締役 ヒューマン・ベース株式会社 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	徐　　進	株式会社エスプール常勤監査役 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役 株式会社エスプールプラス監査役 株式会社エスプールロジスティクス監査役 株式会社エスプールセールスサポート監査役 株式会社エスプールリンク監査役

（注）１．取締役中垣徹二郎氏並びに取締役（監査等委員・常勤）佐々木陽三朗氏、取締役（監査等委員）小島圭介氏及び取締役（監査等委員）徐進氏は、社外取締役であります。

２．取締役の中垣徹二郎氏は、長年にわたるベンチャーキャピタル業界での経験を有しており、米国を始めとする国内外のIT企業及び成長企業に関する動向に精通していることから、経営戦略面からの意見具申などを期待して、招聘しております。

取締役（監査等委員・常勤）の佐々木陽三朗氏は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。

取締役（監査等委員）の小島圭介氏は、ベンチャーキャピタル業界での経験と外食企業経営の経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での出店戦略上のリスクや人事マネジメント上のリスクを回避するための助言・提言を期待

して、招聘しております。　　取締役（監査等委員）の徐進氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。

3．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために佐々木陽三朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4．当社は、取締役中垣徹二郎氏並びに取締役（監査等委員・常勤）佐々木陽三朗氏、取締役（監査等委員）小島圭介氏及び取締役（監査等委員）徐進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	4名 (1)	94,800千円 (1,800)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	7,200 (7,200)
合　　計 （うち社外取締役）	7 (4)	102,000 (9,000)

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年５月26日開催の第９回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

２．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年５月26日開催の第９回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役中垣徹二郎氏は、Draper Nexus Venture Partners, LLC及びDraper Nexus Venture Partners Ⅱ,LLCのManaging Directorであり、株式会社trippiece、株式会社イノーバ、株式会社SHIFT、株式会社UNCOVER TRUTH及び株式会社favyの社外取締役であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）小島圭介氏は、株式会社ハッチ・ワークの社外取締役であり、ヒューマン・ベース株式会社の代表取締役社長であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）徐進氏は、株式会社エスプールの常勤監査役であり、株式会社エスプールヒューマンソリューションズ、株式会社エスプールプラス、株式会社エスプールロジスティクス、株式会社エスプールセールスサポート、株式会社エスプールリンクの監査役であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　中垣　徹二郎	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　佐々木　陽三朗	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計、コーポレート・ガバナンス等に関し、中小企業診断士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　小島　圭介	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に出店戦略や人事マネジメントに関し、外食企業経営者としての経験に基づいた発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)　徐　進	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席いたしました。上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、主に監査に関して、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社グループと各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の子会社であるTOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.及び東百国際貿易（上海）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「企業行動指針」を定める。

(2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

(3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員の監査を受け、監査等委員は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

(4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。

(5) 取締役が当社グループ全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。

(6) 代表取締役ＣＥＯ直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査等委員にも報告され、経営力の強化を図る。

(7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。

(8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。

(3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、法務、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。

(3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月１回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

(2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

(3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。

(4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。

(5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人（以下、監査等委員補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

(2) 監査等委員補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査等委員の承認を受けなければならない。

(3) 監査等委員補助者の職務は監査等委員の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

ヘ．取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(1) 取締役は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員に報告する。

(2) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

(3) 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ト．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。

(2) 監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

チ．その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会には法令に従い社外監査等委員を含み、対外透明性を確保する。

(2) 監査等委員は、代表取締役ＣＥＯと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。

(3) 監査等委員は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。

(4) 監査等委員、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

(5) 監査等委員は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

リ．反社会的勢力を排除するための体制

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2) 当社グループは、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

ヌ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また常勤監査等委員は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当者により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社グループは、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社グループの事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。

このため、創業以来無配としており、当期の期末配当も引き続き無配とさせていただきます。今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、及び出店等による事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2020年２月29日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,759,632	流動負債	3,355,916
現金及び預金	6,143,021	買掛金	1,272,049
売掛金	724,763	1年内返済予定の長期借入金	1,082,104
商品	1,811,691	未払費用	520,908
その他	80,156	未払法人税等	241,763
固定資産	1,843,668	賞与引当金	73,026
有形固定資産	920,336	ポイント引当金	34,331
建物	1,216,176	その他	131,732
減価償却累計額	△323,416	固定負債	1,372,104
建物(純額)	892,760	長期借入金	1,362,898
工具、器具及び備品	82,563	資産除去債務	9,206
減価償却累計額	△56,331	負債合計	4,728,020
工具、器具及び備品(純額)	26,231	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,344	株主資本	5,868,146
無形固定資産	57,598	資本金	409,658
ソフトウエア	57,598	資本剰余金	393,658
投資その他の資産	865,733	利益剰余金	5,164,990
投資有価証券	19,388	自己株式	△100,160
繰延税金資産	96,704	その他の包括利益累計額	△540
差入保証金	742,421	為替換算調整勘定	△540
その他	7,220	新株予約権	7,675
資産合計	10,603,301	純資産合計	5,875,281
		負債・純資産合計	10,603,301

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年３月１日
至　2020年２月29日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		15,247,308
売上原価		7,353,929
売上総利益		7,893,379
販売費及び一般管理費		6,598,364
営業利益		1,295,014
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	231	
受取補償金	2,620	
その他	3,198	6,050
営業外費用		
支払利息	2,242	
為替差損	7,345	
その他	435	10,024
経常利益		1,291,040
特別利益		
新株予約権戻入益	40,730	40,730
特別損失		
投資有価証券評価損	4,225	4,225
税金等調整前当期純利益		1,327,544
法人税、住民税及び事業税	407,702	
法人税等調整額	△13,332	394,370
当期純利益		933,174
親会社株主に帰属する当期純利益		933,174

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年３月１日
至　2020年２月29日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	404,381	388,381	4,231,816	△198	5,024,380
当連結会計年度変動額					
新株の発行	5,277	5,277			10,554
親会社株主に帰属する当期純利益			933,174		933,174
自己株式の取得				△99,962	△99,962
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	5,277	5,277	933,174	△99,962	843,766
当連結会計年度末残高	409,658	393,658	5,164,990	△100,160	5,868,146

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定		
当連結会計年度期首残高	382	48,465	5,073,227
当連結会計年度変動額			
新株の発行			10,554
親会社株主に帰属する当期純利益			933,174
自己株式の取得			△99,962
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△922	△40,790	△41,712
当連結会計年度変動額合計	△922	△40,790	802,053
当連結会計年度末残高	△540	7,675	5,875,281

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年２月29日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,598,161	流動負債	3,323,725
現金及び預金	5,954,684	買掛金	1,271,569
売掛金	716,620	1年内返済予定の長期借入金	1,082,104
商品	1,794,065	未払費用	501,102
その他	132,790	未払法人税等	241,763
固定資産	2,096,583	賞与引当金	70,926
有形固定資産	752,357	ポイント引当金	34,331
建物	1,023,874	その他	121,928
減価償却累計額	△295,703	固定負債	1,372,104
建物(純額)	728,171	長期借入金	1,362,898
工具、器具及び備品	78,504	資産除去債務	9,206
減価償却累計額	△55,662	負債合計	4,695,830
工具、器具及び備品(純額)	22,841	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,344	株主資本	5,991,239
無形固定資産	57,542	資本金	409,658
ソフトウエア	57,542	資本剰余金	393,658
投資その他の資産	1,286,682	資本準備金	393,658
投資有価証券	19,388	利益剰余金	5,288,083
関係会社株式	138,720	その他利益剰余金	5,288,083
関係会社長期貸付金	200,000	繰越利益剰余金	5,288,083
関係会社長期未収入金	184,304	自己株式	△100,160
繰延税金資産	96,689	新株予約権	7,675
差入保証金	640,360	純資産合計	5,998,914
その他	7,220		
資産合計	10,694,744	負債・純資産合計	10,694,744

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2019年３月１日
至　2020年２月29日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		15,139,396
売上原価		7,307,397
売上総利益		7,831,998
販売費及び一般管理費		6,449,734
営業利益		1,382,264
営業外収益		
受取利息	511	
受取配当金	30	
受取補償金	2,620	
その他	2,362	5,524
営業外費用		
支払利息	2,242	
為替差損	350	
その他	131	2,724
経常利益		1,385,064
特別利益		
新株予約権戻入益	40,730	40,730
特別損失		
投資有価証券評価損	4,225	4,225
税引前当期純利益		1,421,568
法人税、住民税及び事業税	407,137	
法人税等調整額	△14,502	392,634
当期純利益		1,028,933

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年３月１日
　至　2020年２月29日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	404,381	388,381	388,381	4,259,149	4,259,149
当期変動額					
新株の発行	5,277	5,277	5,277		
当期純利益				1,028,933	1,028,933
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,277	5,277	5,277	1,028,933	1,028,933
当期末残高	409,658	393,658	393,658	5,288,083	5,288,083

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△198	5,051,713	48,465	5,100,178
当期変動額				
新株の発行		10,554		10,554
当期純利益		1,028,933		1,028,933
自己株式の取得	△99,962	△99,962		△99,962
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△40,790	△40,790
当期変動額合計	△99,962	939,525	△40,790	898,735
当期末残高	△100,160	5,991,239	7,675	5,998,914

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年４月15日

株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ
　取締役会　御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤浩史　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　宇野公之　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥの2019年３月１日から2020年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年４月15日

株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ
　取締役会　御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤浩史　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　宇野公之　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥの2019年３月１日から2020年２月29日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年３月１日から2020年２月29日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年４月15日

株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ　監査等委員会

常勤監査等委員（社外）　佐々木　陽三朗　㊞

監査等委員（社外）　小　島　圭　介　㊞

監査等委員（社外）　徐　　進　㊞

(注)監査等委員佐々木陽三朗、小島圭介及び徐進は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	谷 正人（たに まさと） （1983年10月12日）	2006年４月　株式会社デイトナ・インターナショナル入社 2007年４月　同社事業部長就任 2008年12月　当社設立 代表取締役ＣＥＯ就任（現任） 2016年９月　TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役就任（現任） 2019年３月　東百国際貿易（上海）有限公司 執行董事就任（現任）	10,150,500株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 谷正人氏は、当社の設立以来の代表取締役であり、これまで当社が急成長した牽引役であります。また、これまでの経営で培ってきた知識、経験、全役職員に対するリーダーシップの発揮は、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	中水 英紀（なかみず ひでき） （1968年11月20日）	1991年４月　日本アセアン投資（現：日本アジア投資）株式会社入社 2004年12月　株式会社ノバレーゼ入社 2008年10月　株式会社デイトナ・インターナショナル入社 2008年12月　当社設立 取締役ＣＦＯ就任（現任） 管理本部長就任 2016年９月　TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役就任（現任） 2019年３月　東百国際貿易（上海）有限公司 監事就任（現任）	6,619,500株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 中水英紀氏は、当社の設立以来の取締役であり、設立以来財務や計数管理、内部統制などを通じ、代表取締役の谷をサポートすることで、当社の成長に貢献してまいりました。また、同氏はベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、全役職員に対してリーダーシップを発揮しております。財務・管理面における重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としました。		
3	髙嶋 耕太郎（たかしま こうたろう） （1982年６月17日）	2005年４月　株式会社デイトナ・インターナショナル入社 2010年９月　アマゾン ジャパン株式会社入社 2014年９月　同社ファッション事業本部メンズアパレル商品部長就任 2015年２月　同社ファッション事業本部　委託販売事業部　販売コンサルティング部長就任 2016年２月　当社入社　商品・ＥＣデヴィジョンマネージャー就任 2016年５月　当社取締役事業本部長就任（現任）	－株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 髙嶋耕太郎氏は、ＥＣ業界で培った経験を、当社事業本部長として強く発揮しており、当社の事業運営に欠かせない役割を担っております。同氏が取締役として事業を推進していくことが、当社の成長を継続して牽引していくと判断し、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	中垣 徹二郎（なかがき てつじろう） （1973年２月２日）	1996年４月 日本アジア投資株式会社入社 2011年４月 同社 投資本部長就任 2011年４月 DFJ JAIC Venture Partners,LLC（現：Draper Nexus Venture Partners,LLC）設立 Managing Director就任（現任） 2013年３月 ＤＪパートナーズ株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2013年12月 株式会社trippiece社外取締役就任（現任） 2014年５月 当社社外取締役就任（現任） 2014年９月 株式会社イノーバ社外取締役就任（現任） 2014年10月 Draper Nexus Venture Partners Ⅱ,LLC Managing Director就任（現任） 2014年11月 株式会社SHIFT社外取締役就任（現任） 2016年９月 株式会社UNCOVER TRUTH 社外取締役就任（現任） 2018年４月 株式会社favy 社外取締役就任（現任）	-株
	【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 中垣徹二郎氏は、長年にわたるベンチャーキャピタル業界での経験を有しており、米国を始めとする国内外のIT企業及び成長企業に関する動向に精通していることから、経営戦略面からの意見具申を期待して、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。		

（注） １．中垣徹二郎氏は社外取締役候補者であり、当社は、中垣徹二郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

２．中垣徹二郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって６年となります。

３．当社は、中垣徹二郎氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を引き続き締結する予定であります。

４．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役（監査等委員）１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の取締役（監査等委員）候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
松本高一（まつもとこういち） （1980年３月26日）	2003年９月 株式会社AGSコンサルティング入社 2006年１月 新光証券株式会社 （現：みずほ証券株式会社）入社 2012年９月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社 2017年８月 株式会社アンビグラム 代表取締役就任（現任） 2017年９月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役就任（現任） デジタルデータソリューション株式会社 社外監査役就任（現任） 2018年６月 澤田ホールディングス株式会社 社外取締役就任（現任） 2018年７月 AKA株式会社 社外監査役就任（現任） 2018年８月 株式会社アッピア 代表取締役就任（現任） 2019年12月 カクテルメイク株式会社 社外監査役就任（現任） 株式会社SOUSEI Tecnology 社外監査役就任（現任） 2020年４月 株式会社アイデンティティー 社外監査役就任（現任）	-株

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．松本高一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．松本高一氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、主に企業に対する豊富なコンサルティング経験と、管理業務に対する幅広い見識をを当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

４．松本高一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

５．松本高一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
渋谷東口ビル１階　ＴＫＰガーデンシティ渋谷　ホールＢ
電話番号　03-4578-5853

◆昨年と開催場所を変更しております。
◆定時株主総会会場ご案内図をご確認の上、お間違いのないようにご注意申し上げます。



交通　●ＪＲ山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩３分
●東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
出口15より徒歩２分
●東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩３分
●京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩６分

（新型コロナウィルスに関するお知らせ）
新型コロナウィルス感染予防及び拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合があります。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申しあげます。